

計画等の案の概要

名 称	一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例		
公表するもの	①一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案及び規則案の概要 ②一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和6年10月11日(金)～令和6年10月30日(水) (20日間)
	無		
担当課等名	健康福祉部こども未来局こども家庭課 電話番号 054-221-2922		
総合計画における位置づけ	5-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり		
審議会等の名称	-		
<p>1 趣旨</p> <p>令和4年に公布された改正児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4第2項により、各都道府県に一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定が義務づけられました。</p> <p>また、これまでは、児童養護施設の設備・運営基準が準用されていましたが、令和6年4月に施行された内閣府令において「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）が示されました。</p> <p>一時保護は子どもにとって不安が大きい状況であり、より手厚い対応が必要という観点から、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準について条例を制定します。</p> <p>なお、条例では、趣旨及び基本方針等について定めることとし、具体的な基準内容は、条例から委任された規則において定めることとします。</p> <p>○一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称） ○一時保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（仮称）</p> <p>2 骨子</p> <p>(1) 制定方針</p> <p>規則は、制定の基準となる内閣府令を基に、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」の種別に従って定めることとされています。</p> <p>基準事項のうち「従うべき基準」とされるものについては内閣府令と同内容の基準を定めます。また、「参酌すべき基準」のうち非常災害対策については、内閣府令と異なる基準（独自基準）を定めます（その他の「参酌すべき基準」は、内閣府令と同内容の基準を定めます。）。</p>			

○非常災害対策

<p>内閣府令の基準</p>	<p>1 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>
<p>本県の基準（案）</p>	<p>1 一時保護施設においては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 一時保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 一時保護施設は、前項の避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならない。</p> <p>4 一時保護施設は、周辺環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて第1項に規定する計画を作成しなければならない。</p> <p>5 一時保護施設は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>6 一時保護施設は、職員を防災に関する研修に参加させる等職員の防災教育に努めなければならない。</p> <p>7 一時保護施設は、非常災害に備え、食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。</p>
<p>内閣府令と異なる基準とする理由等</p>	<p>入所児童の安全・安心の確保は特に重要であり、その中でも非常災害対策については、想定される駿河トラフから南海トラフにかけての巨大地震等の大規模災害等への備えとして、平成23年3月に発生した東日本大震災や令和6年1月に発生した能登半島地震などの教訓を生かした適切な対応が求められているため、内閣府令基準に上乗せした努力規定を設ける。</p>

(2) 施行期日

令和7年4月1日を予定しています。